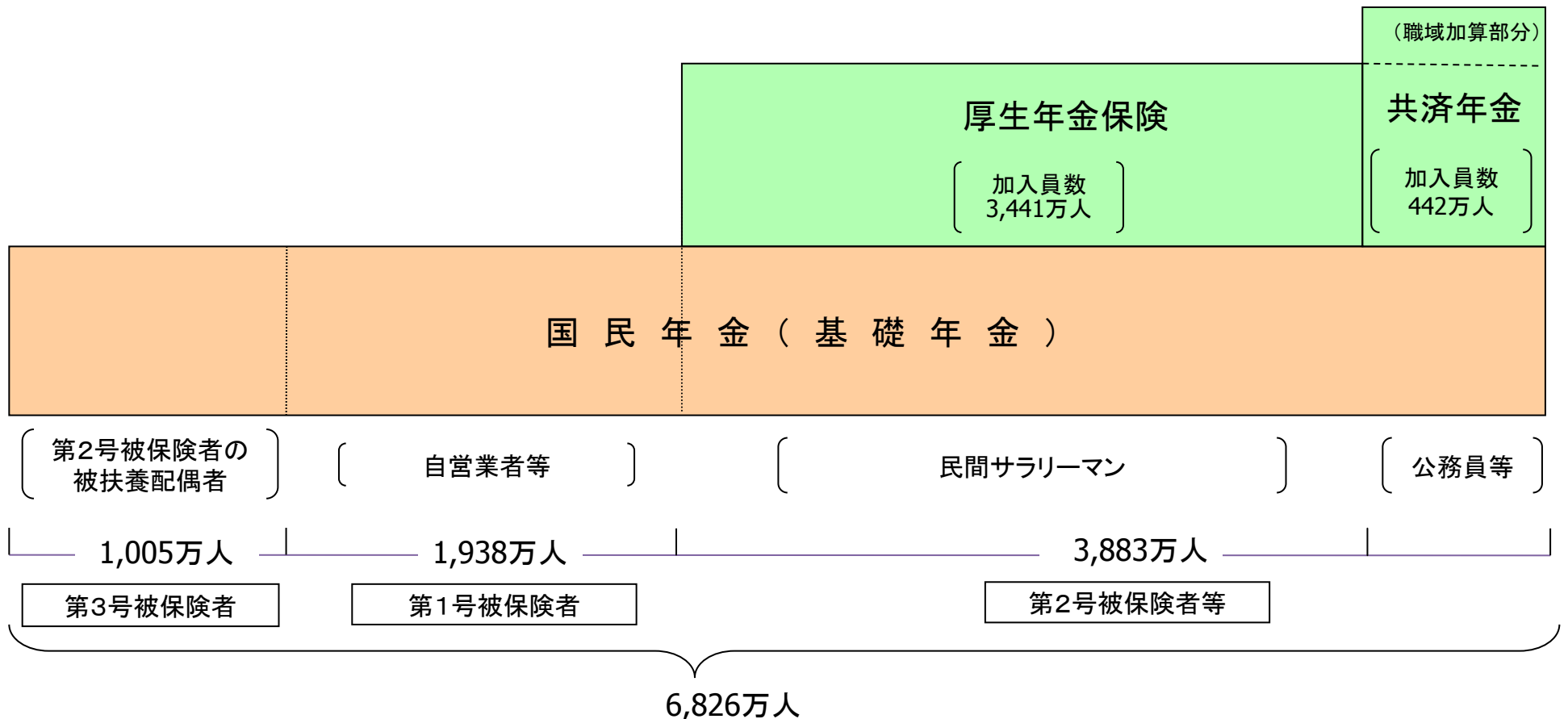


年 金

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）

（数値は平成22年度末）



※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。）。

第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

- 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等
 - 保険料は定額
 - ・平成23年4月現在 月15,020円
 - ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定
- ※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。

- 民間サラリーマン、公務員
- 保険料は報酬額に比例(厚生年金)
 - ・平成23年9月現在 16.412%
 - ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定
- 労使折半で保険料を負担

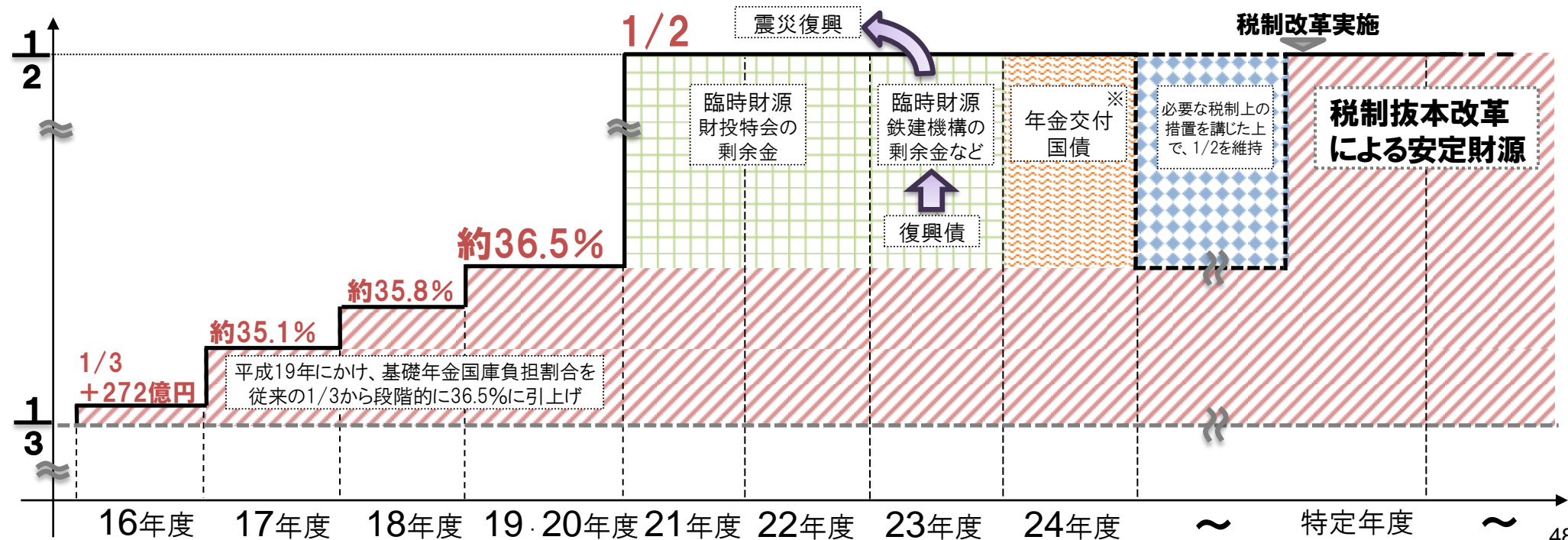
- 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
- 被保険者本人は負担を要しない
- 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

- 被保険者数(公的年金制度全体) 6,826万人(平成22年度末)
- 受給権者数(公的年金制度全体) 3,796万人(平成22年度末)
- 国民年金保険料 15,020円(平成23年度)
 - ※ 保険料納付率:59.3%(平成22年度)
- 厚生年金保険料率 16.412%(平成23年9月分～平成24年8月分)
- 年金額
 - 老齢基礎年金 月65,741円(平成23年度)
 - ※ 平均額:月5.5万円(平成22年度)
 - 老齢厚生年金 月231,648円(平成23年度・夫婦2人分の標準的な額)
 - ※ 1人あたり平均額:月16.2万円(基礎年金を含む)(平成22年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 32.2兆円(平成23年度当初予算ベース)
- 国庫負担額(公的年金制度全体) 11.5兆円(平成23年度当初予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 51.9兆円(平成23年度当初予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 108.4兆円(平成24年度予算ベース)

基礎年金国庫負担1/2の実現について

- 16年度から19年度にかけて基礎年金国庫負担割合を、従来の「1/3」から段階的に「36.5%」に引き上げ。
- 21年度・22年度は、臨時財源（財政投融资特別会計の剰余金）により、「1/2」を実現。
- 23年度当初予算では、臨時財源（鉄道建設・運輸施設整備支援機構の利益剰余金など）により、「1/2」を維持することとしたが、東日本大震災の発生に伴い、これらの財源が震災復興費用に転用された。一方で、第3次補正予算案では、こうした経緯に鑑みて、当該2.5兆円分を改めて計上し、復興債で補てんすることとした。
- 24年度は、「平成24年度以降の基礎年金国庫負担の取扱い等について」（H23.12.22財務・厚生労働大臣合意）において、税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される年金交付国債により「1/2」を確保するものとしている。
- 25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度は、必要な税制上の措置を講じた上で「1/2」を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。
- 税制抜本改革の実施によって安定財源が確保された年度以降は、恒久的に国庫負担「1/2」を実現。

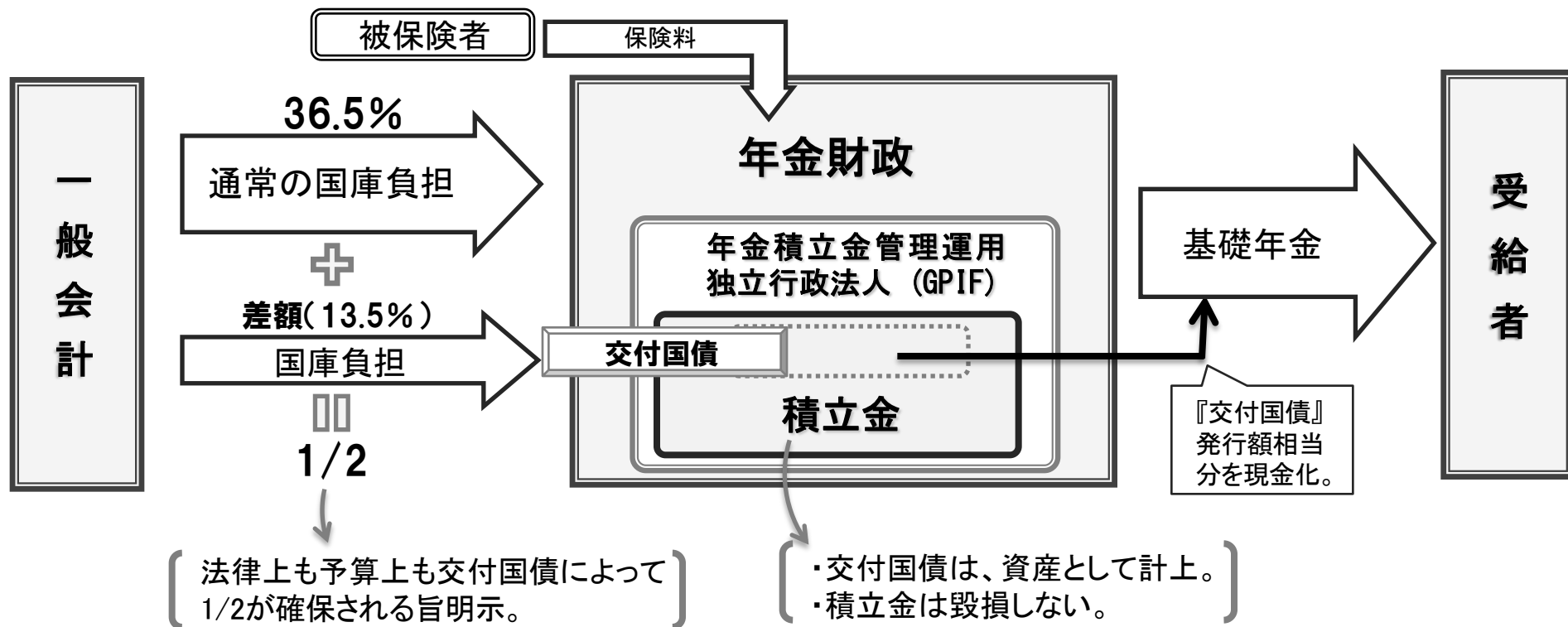
※ H23.12.22 財務・厚生労働大臣合意による。



年金交付国債と基礎年金国庫負担1/2の仕組み

- 平成24年度の基礎年金国庫負担は、1/2とする。 ← (予算関連法案として提出)
- 具体的には、36.5%分は、通常の国庫負担で、
1/2と36.5%の差額分は、『年金交付国債』(2.6兆円+運用収入見込み分)をもって負担。
※ 運用収入見込み分は、一般の国債の運用収入と同等になるように設定。
- 『年金交付国債』の具体的な償還(=現金化)スケジュール(何年間で償還するか、毎年いくらずつ償還するか等)は、消費税増税の具体案の決定に併せて、別に法制化。(予算非関連法案)

法律・予算に明記



低所得者への加算・障害基礎年金への加算

- 低年金・無年金者が存在することに対して、年金制度の最低保障機能の強化を図る。
- 併せて、高所得者の年金給付の見直しにより、年金給付の重点化・効率化を図る。

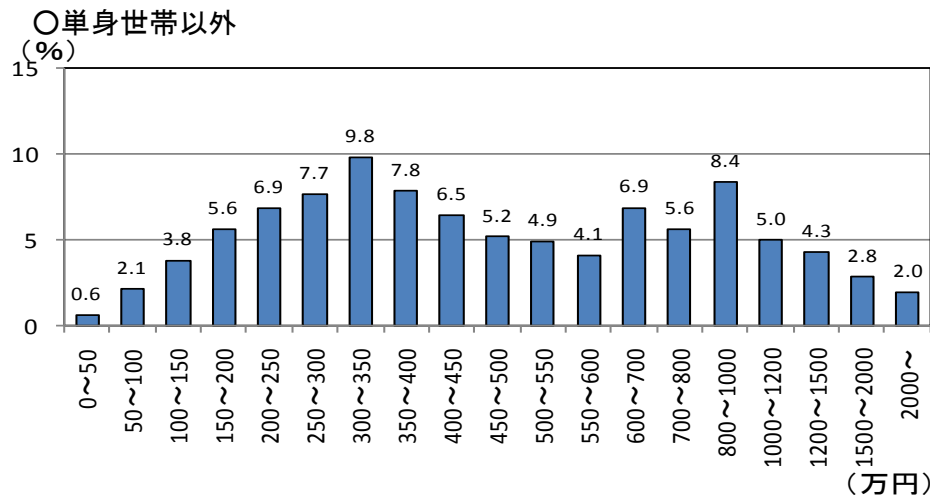
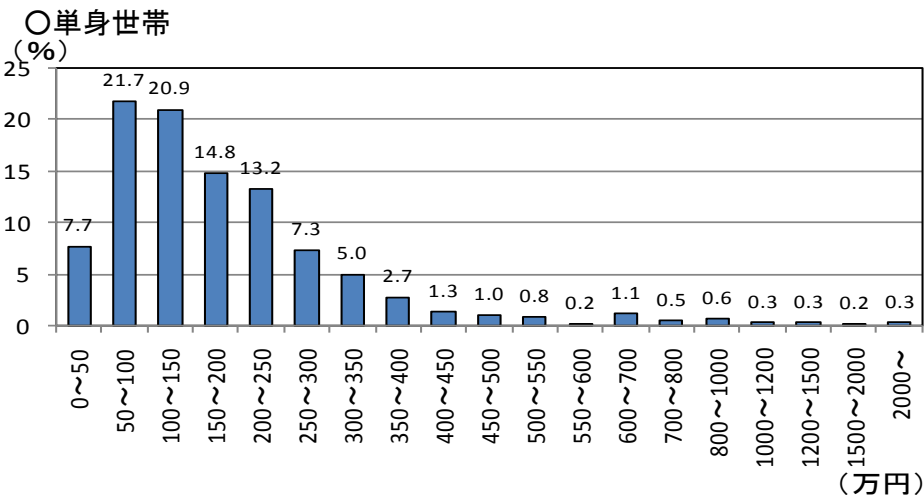
現状

- 無年金者、低年金者が存在している。(無年金者・無年金見込者は、最大約118万人(65歳以上は最大約42万人)と推計。)
- 老齢基礎年金の実際の平均受給額は月額約5.4万円となっている。

検討

- 現在低年金となっている者の支援のため、低所得者である老齢年金受給者に対し、基礎年金額を定額又は定率で加算して支給する制度を検討する。
- 老齢基礎年金への加算との均衡を考慮し、障害基礎年金への加算を検討する。

(参考) 高齢者世帯の所得分布について



受給資格期間の短縮

- 低年金・無年金者が存在することに対して、年金制度の最低保障機能の強化を図る。
- 併せて、高所得者の年金給付の見直しにより、年金給付の重点化・効率化を図る。

現状

- 無年金者、低年金者が存在している。(無年金者・無年金見込者は、最大約118万人(65歳以上は最大約42万人)と推計。)
- 老齢基礎年金の実際の平均受給額は月額約5.4万円となっている。

検討

- 納付した保険料を年金受給につなげやすくする観点から、受給資格期間を、現在の25年から10年程度に短縮することを検討する。

(参考)65歳以上の者の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分析

納付済期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

高所得者の年金給付の見直し

- 低年金・無年金者が存在することに対して、年金制度の最低保障機能の強化を図る。
- 併せて、高所得者の年金給付の見直しにより、年金給付の重点化・効率化を図る。

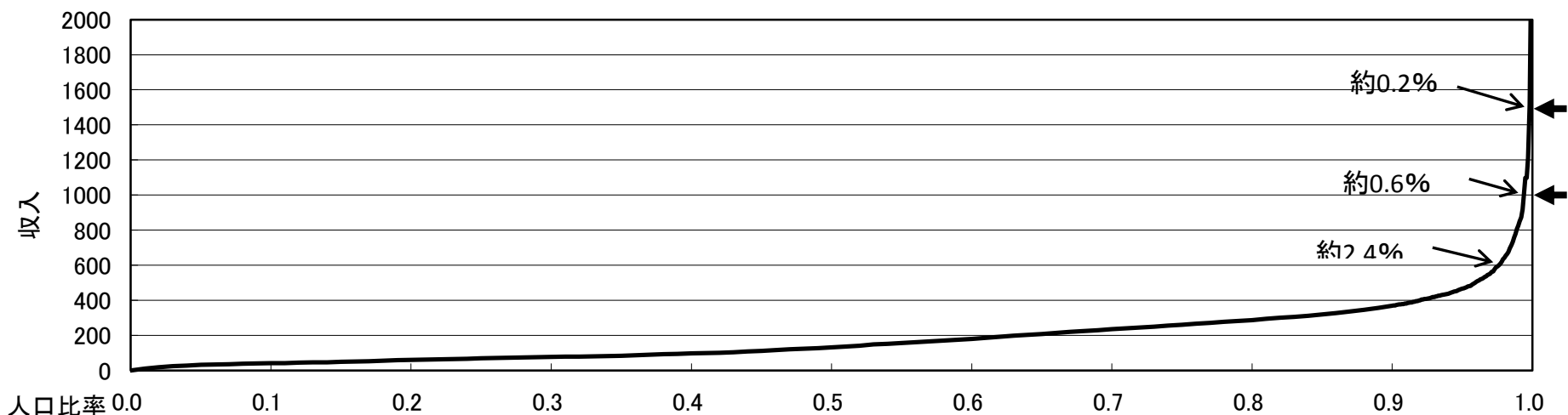
現状

- 無年金者、低年金者が存在している。(無年金者・無年金見込者は、最大約118万人(65歳以上は最大約42万人)と推計。)
- 老齢基礎年金の実際の平均受給額は月額約5.4万円となっている。

検討

- 低所得者への加算など、最低保障機能の強化策の検討とあわせ、高所得者の老齢基礎年金について、国庫負担相当額までを限度に減額する制度を設けることを検討する。

(参考) 老齢年金受給者の収入分布について



被用者年金の一元化

- 働き方・ライフコースの選択に影響を与えない年金制度としていくことを検討する。

現状

- 被用者年金が職域ごとに分立しており、共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっている。

検討

- 厚生年金と共済年金との間の調整が必要なため、現在、まずは関係省間で、平成19年に提出した法案をベースに検討中。

(参考1) 平成19年に提出された被用者年金一元化法案の概要

○ 法律案の趣旨

制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

○ 法律案の概要

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
- ③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
- ④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。(新3階年金については、別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施する趣旨を附則に規定)
- ⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)
- ⑦ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

※ 本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出したが、審議未了のまま衆議院解散(平成21年7月21日)により廃案となった。

(参考2) 厚生年金及び共済年金の保険料率

	厚生年金	国家公務員共済・地方公務員共済	私立学校教職員共済
現在(平成23年11月)	16.412%	15.862%(※)	12.938%(※)
最終保険料率	18.3%(平成29年度)	19.8%(平成35年度)(※)	19.4%(平成42年度)(※)

※ 職域部分も含めた保険料率

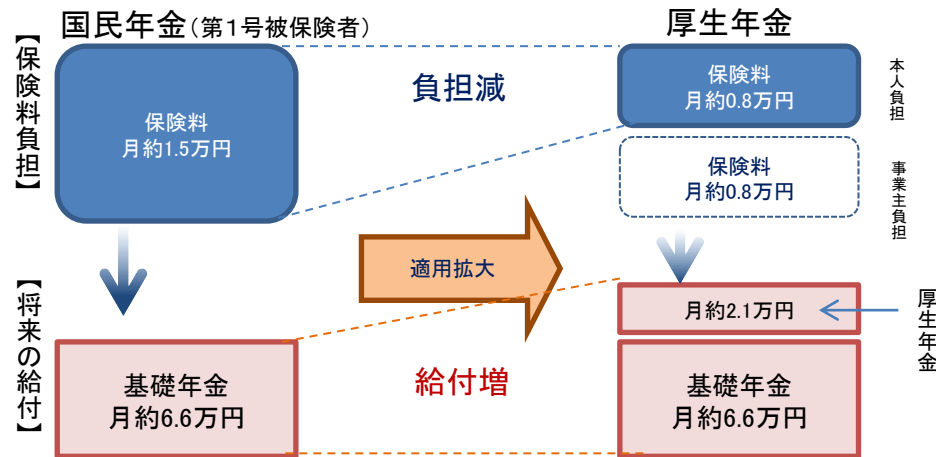
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

現状

- 所定労働時間が正社員の4分の3未満(週30時間未満)の者は、被用者であっても厚生年金・健康保険の適用を受けていない。

適用拡大のメリット (社会保険のセーフティネット機能をより強固にする)

(月収10万円のフリーターの例)



(注1) 医療保険でも、健康保険への加入によって保険料が軽減されるメリットがある。

(注2) 第3号被保険者(被扶養配偶者)である専業主婦は、現在も保険料を負担していないので、負担軽減にはならない。

検討の現状

- 社会保障審議会の特別部会(労使代表も参加)で、新たな適用基準を検討中。

今後の進め方

- 社会保障審議会の特別部会のとりまとめを行い、3月上旬の法案提出を目指す。

新しい年金制度について

- 民主党から示されている、「所得比例年金」と「最低保障年金」からなる新しい年金制度の骨格は以下のとおり。
(「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(H23.5.26)より)

<概念図>

<ポイント>

○所得比例年金(社会保険方式)

- ・職種を問わず全ての人が同じ制度に加入。
- ・保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)。
- ・被用者の保険料は労使折半。自営業者の保険料は全額自己負担(被用者の2倍)とするが、導入に当たっては激変緩和措置を設ける。

○最低保障年金(税財源)

- ・最低保障年金の満額は7万円(現在価額)。
- ・生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。

○現行制度からの移行

- ・現行制度で納めた保険料に対しては、制度改革後も現行制度に基づく年金を受給し、新制度で納めた保険料に対しては新制度に基づく年金を受給。(完全移行には40年間必要)

年金額(一人あたり)

最低保障年金

所得比例年金

生涯平均年収

最低保障年金
(満額概ね7万円)